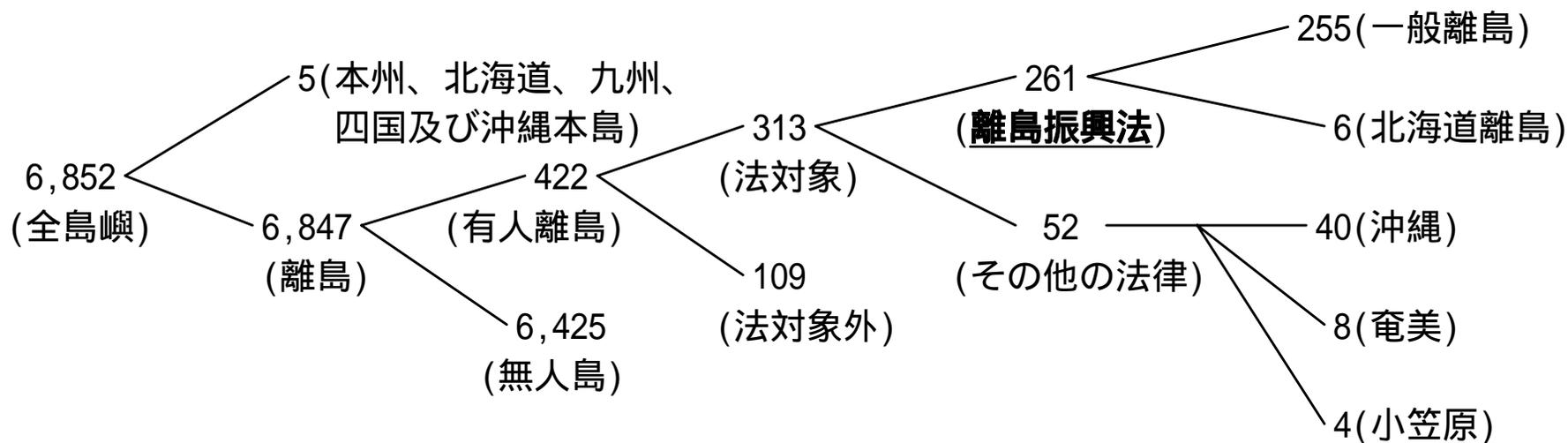


# 1. 補助航路の状況について

# 我が国の島嶼の構成

我が国は6,852の島嶼により構成されている。このうち本州、北海道、四国、九州及び沖縄本島を除く6,847島が離島である。これらのうち離島振興法による振興対策実施地域に含まれる有人離島は261島である。



## < 参考 >

### 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号) (抄)

(目的)

**第一条** この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

(交通の確保)

**第十二条** 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における島民の生活の利便性の向上、産業の振興等  
を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実に特別の配慮をするものとする。

## 海洋基本法(平成十九年法律第三十三号) (抄)

(目的)

**第一条** この法律は、地球の広範な部分を占める海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海に囲まれた我が国において、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に基づき、並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組の中で、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的とする。

(海上輸送の確保)

**第二十条** 国は、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保、国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(離島の保全等)

**第二十六条** 国は、離島が我が国の領海及び排他的経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、離島に関し、海岸等の保全、海上交通の安全の確保並びに海洋資源の開発及び利用のための施設の整備、周辺の海域の自然環境の保全、住民の生活基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

# 国内旅客航路の状況

平成19年4月1日現在

## 一般航路

一般旅客定期航路事業に係る航路  
< 619航路 >

## 離島航路

本土と離島、離島間等を結ぶ航路  
< 313航路 >

## 補助航路

離島航路のうち、唯一かつ赤字の航路  
< 122航路 >

# 補助対象航路の要件

## 離島航路整備法（昭和27年法律第226号）（抄）

第1条 この法律は、離島航路事業に関する国の特別の助成措置を定めることにより、離島航路の維持及び改善を図り、もつて民生の安定及び向上に資することを目的とする。

第3条 政府は、離島航路事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該離島航路の維持を助成するための補助金を交付することができる。

## 離島航路補助金交付要綱

離島振興法により指定された離島振興対策実施地域又はこれらに準ずる地域（奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法又は沖縄振興開発特別措置法）に係る航路であること。

本土と前号の地域又は地域相互間を連絡する航路であり、かつ、他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便となること。

当該航路が陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有すること。

当該航路において関係住民のほか、郵便物又は生活必需品及び主要物資等を輸送していること。

当該航路の経営により生ずる欠損が明らかに止むを得ないと認められるとともに、整備計画に適合する運航計画に従って営んだ場合における標準欠損額（整備計画を基礎として別表の算出方法により算出した標準費用から標準収益を差し引いた額をいう。以下同じ。）が25万円以上であることが見込まれること。

当該航路に係る離島の属する都道府県から国の補助航路として決定するよう推せんがあること。

## 補助対象期間

前年度の10月1日から当該年度の9月30日までの1年間

## 対象額

標準的な賃率や経費単価に基づき算定する標準化した欠損額

# 平成19年度国庫補助対象航路

19.4現在

番号	局別	県別	事業者名	航路名
1	北海道	北海道	羽幌沿海フェリー(株)	羽幌～天売
2	東北	青森	☆ シイライン(株)	青森～佐井
3		宮城	☆ シーパル女川汽船(株)	女川～江島
4			塩竈市	朴島～塩竈
5			唐桑汽船(株)	鮎立～気仙沼
6			☆ 網地島ライン(株)	石巻～長渡
7		山形	酒田市	酒田～勝浦
8	北陸	新潟	☆ 粟島汽船(株)	粟島～岩船
9	信越	石川	☆ へぐら航路(株)	輪島～舳倉島
10	関東	東京	小笠原海運(株)	東京～父島
11			☆ 伊豆諸島開発(株)	八丈島～青ヶ島
12			☆ 伊豆諸島開発(株)	父島～母島
13			東海汽船(株)	東京～八丈島
14			☆ 神新汽船(株)	神津島～下田
15	中部	愛知	一色町	一色～佐久島
16		三重	鳥羽市	鳥羽～神島
17			志摩マリンレジャー(株)	和具～賢島
18	神戸	兵庫	沼島汽船(株)	沼島～洲本
19	中国	岡山	飛浦汽船(株)	飛島～笠岡
20			六島航路(有)	六島～真鍋～笠岡
21		広島	走島汽船(有)	走島～鞆
22			☆ 斎島汽船(株)	斎島～久比
23			☆ (有)阿多田島汽船	阿多田～小方
24			大崎上島町	白水～契島
25			備後商船(株)	常石～尾道
26			呉市	三角～久比
27			尾道市	細島～西浜
28		山口	上関町	八島～上関
29			☆ 上関航運(有)	祝島～柳井
30			☆ (有)野島海運	野島～三田尻
31			☆ 牛島海運(有)	牛島～室積
32			☆ 萩海運(有)	見島～萩
33			☆ 大津島巡航(株)	大津島～徳山
34			☆ 岩国柱島海運(株)	岩国～柱島
35			☆ 平郡航路(有)	平郡～柳井
36			☆ 熊南総合事務組合	馬島～麻里府・佐合島～佐賀
37			周防大島町(旧橋町)	樽見～土居
38			周防大島町(旧東和町)	情島～伊保田
39			周防大島町(旧久賀町)	久賀～前島
40	四国	香川	本島汽船(株)	本島～丸亀
41			観音寺市	伊吹～観音寺
42			雌雄島海運(株)	男木～高松
43			三洋汽船(株)	多度津～佐柳
44			粟島汽船(株)	須田～粟島～宮の下

番号	局別	県別	事業者名	航路名	
45		香川	小豆島フェリー(株)	宇野～土庄	
46			備讃フェリー(株)	丸亀～広島	
47		愛媛	上島町	魚島～弓削～土生	
48			今治市	岡村～今治	
49			(有)新喜峰	安居島～北条	
50			☆ 青島海運(有)	青島～長浜	
51			田中輸送(有)	大島～八幡浜	
52			盛運汽船(株)	日振～宇和島	
53			株えひめ南汽船	九島～宇和島	
54			中島汽船(株)	三津浜～中島	
55			津島渡船(有)	津島～今治	
56			(有)くるしま	馬島～波止浜	
57			シーセブン(有)	尾浦～宮窪	
58		徳島	伊島連絡交通事業(有)	伊島～答島	
59			出羽島連絡事業(有)	牟岐～出羽島	
60		高知	須崎市	坂内～埋立	
61			宿毛市	沖の島～片島	
62		九州	山口	下関市	竹崎～六連島
63			下関市	蓋井島～吉見	
64		福岡	宗像市	地島～鐘崎	
65			宗像市(旧大島村)	大島～神湊	
66			志摩町	姫島～岐志	
67			福岡市	玄界島～博多	
68			福岡市	小呂島～姪浜	
69			新宮町	相島～新宮	
70		佐賀	(有)郵正丸	馬渡島～呼子	
71			川口汽船(有)	小川島～呼子	
72			(有)加唐島汽船	加唐島～呼子	
73		長崎	九州郵船(株)	博多～比田勝	
74			対馬市	樽ヶ浜～仁位	
75			杵崎市	大島～郷ノ浦	
76			黒島旅客船(有)	黒島～高島～相浦	
77			☆ 崎戸商船(株)	友住～佐世保	
78			九州商船(株)	佐世保～上五島	
79			西海沿岸商船(株)	佐世保～神浦	
80			長崎汽船(株)	長崎～伊予島～高島	
81			野母商船(株)	福江～青方～博多	
82			佐世保市	神浦～寺島～柳	
83			五島旅客船(株)	郷ノ首～福江	
84			五島市	浦～前島	
85			五島市	富江～黒島	
86			五島市	玉之浦～荒川	
87			(有)木口汽船	久賀～福江	
88			(有)黄島海運	黄島～福江	

番号	局別	県別	事業者名	航路名
89	九州	長崎	(有)桑原海運	柘島～福江
90			竹山運輸(有)	度島～平戸
91			鷹島汽船(有)	阿翁～御厨
92			津吉商船(株)	津吉～相浦～佐世保
93			小値賀町	笛吹～大島・野崎
94			小値賀町	納島～柳
95			新上五島町	鶴ノ瀬～月ノ浦
96			新上五島町	大平～若松
97			☆ 嵯峨島旅客船(有)	嵯峨島～貝津
98		大分	姫島村	姫島～国見
99			(有)やま丸	津久見～保戸島
100			佐伯市	大島～佐伯
101			蒲江交通(有)	蒲江～深島
102			日豊汽船(株)	島浦～浦城
103		宮崎	☆ 甌島商船(株)	串木野～甌島
104		鹿児島	奄美海運(株)	鹿児島～喜界～知名
105			十島村	鹿児島～十島～名瀬
106			三島村	鹿児島～三島
107			上屋久町	宮之浦～口永良部・島間
108			瀬戸内町	与路～古仁屋
109	沖縄	沖縄	伊平屋村	伊平屋～運天
110			伊是名村	伊是名～運天
111			渡嘉敷村	泊～渡嘉敷
112			座間味村	泊～座間味
113			粟国村	泊～粟国
114			(資)波照間海運	石垣～波照間
115			(資)福山海運	与那国～石垣
116			久米商船(株)	泊～渡名喜～久米島
117			☆ (資)多良間海運	多良間～平良
118			(名)大神海運	大神～島尻
119			(名)水納海運	水納～渡久地
120			久高海運(名)	久高～安座真
121			(有)船浮海運	船浮～白浜～網取
122			☆ 大東海運(株)	那覇(泊)～南・北大東

(注) ☆ 印は第3セクター  
 (注) 平生町、田布施町は指定後、熊南総合事務組合に合併

民営：53事業者（53航路）  
 公営：36事業者（45航路）  
 第3セクター：23事業者（24航路）

## 平成18年度国庫補助対象航路（123航路）の概要

距離別航路数

距離	航路数	割合
0 km以上 5 km未満	11	9%
5 " 10 "	25	20%
10 " 20 "	37	30%
20 " 50 "	28	23%
50 " 100 "	13	11%
100 " 200 "	3	2%
200 " 500 "	4	3%
500 "	2	2%
計	123	100%

1日当たり旅客輸送人員別航路数

距離	航路数	割合
0 人以上 5 人未満	4	3%
5 " 10 "	5	4%
10 " 20 "	9	7%
20 " 50 "	28	23%
50 " 100 "	21	17%
100 " 300 "	32	26%
300 " 500 "	14	11%
500 " 1000 "	7	6%
1,000 "	3	2%
計	123	100%

注：1日当たり旅客輸送人員とは、  
年間の旅客輸送人員を365で割った  
数である。

国庫補助金額別航路数

補助金額	航路数	割合
益金計上	2	2%
標準欠損0	14	11%
0 万円以上 500 万円未満	3	2%
500 " 1,000 "	7	6%
1,000 " 2,000 "	31	25%
2,000 " 3,000 "	21	17%
3,000 " 5,000 "	21	17%
5,000 " 7,000 "	10	8%
7,000 " 10,000 "	5	4%
10,000 " 15,000 "	4	3%
15,000 " 20,000 "	2	2%
20,000 " 35,000 "	1	1%
35,000 "	2	2%
計	123	100%

## 離島補助航路就航船舶 船種別・トン数別内訳(平成19年4月1日現在)

	20トン未満	200トン未満	500トン未満	1600トン未満	1600トン以上	合計
高速船	9隻	19隻	2隻	/	/	30隻
フェリー	4隻	23隻	18隻	11隻	2隻	58隻
純客船・貨客船	33隻	51隻	5隻	1隻	3隻	93隻
合計	46隻	93隻	25隻	12隻	5隻	181隻

※高速船とは、純客船のうち航海速力22ノット以上のものをいう。

離島補助航路就航船 耐用年数経過船舶の割合（平成18年4月1日現在）

	耐用年数内船舶数	耐用年数経過船舶数	計
民営企業	43 (23)	75 (41)	118 (64)
公営企業	25 (14)	41 (22)	66 (36)
合計	68 (37)	116 (63)	184 (100)

(注)括弧内は全体に占める割合を表す。

(参考)耐用年数

鋼船2,000総トン未満の

・カーフェリー 11年

・旅客船等 14年

FRP船 7年 等